

第10次山形県職業能力開発計画の概要

本計画の位置付け

根拠：職業能力開発促進法第7条
期間：平成28年度～平成32年度

職業能力開発をめぐる情勢

- (1) 労働力の動向 人口減少、少子高齢化の進展による労働力人口（生産年齢人口割合）の減少 若者の県外流出 高齢者の就業機会の拡大
- (2) 雇用の動向 有効求人倍率は高い水準で推移 幅広い業種での人手不足 非正規雇用労働者の割合増加 若年者の高い早期離職率 女性の高い就業意欲
- (3) 経済社会の動向 グローバル化の進展、IoT（モノのデジタル化・ネットワーク化）などの従来のIT技術にとどまらない技術の進歩

やまがた創生のための「明日を切り拓く人材の育成」を目指す

基本的な考え方

◇人口減少・経済のグローバル化が進む中で、県民一人一人の働き手としての能力を高め、生産性の向上につながる職業能力開発を地域の関係機関が連携して取り組むことにより、本県経済の発展を支える人材の量の確保と質の向上を目指す

- I 新しい技術を活用した付加価値の創出や生産性の向上につながる人材（産業イノベーションを支える人材）を育成するとともに、確かな技術・技能の習得（継承）を図る
- II 県民一人一人の能力を存分に発揮できる全員参加の社会（県民総活躍）の実現を目指すとともに、本県産業の活力向上につながる若年者の県内定着に取り組む
- III 地域の関係機関（教育訓練機関、産業界、行政等）の連携強化により、地域の企業、労働者、離転職者等のニーズを的確に把握し、より効果的な職業能力開発を展開する

施策の展開

1 山形の産業を支える人材の育成

付加価値創出や生産性の向上につながる職業能力開発を推進するとともに、成長が見込まれる分野の人材育成や地域の関係者と連携しニーズに合った人材育成を実施する。

- (1) 産業イノベーションを支える人材育成
 - ・在職者訓練における、IoTセミナーや建設業界のICT活用の対応コース等の設定
 - ・成長が見込まれる分野を担う高度技術者の育成に向けた総合的な研修の実施
- (2) 関係機関の連携強化と地域産業界のニーズに応じた人材育成
 - ・産業技術短期大学校土木エンジニアリング科の開設や介護分野における離転職者職業訓練の実施等地域ニーズを踏まえた人材育成を実施
- (3) 企業における人材育成の強化
 - ・キャリア形成促進助成金の活用の促進や認定職業訓練施設の運営への支援

3 技能の振興・継承と若手技能者の育成強化

次世代のものづくり産業を担う若手技能者の育成のため、「やまがた技能五輪・アビリンピック2016」を契機とした担い手の育成につながる取組を行う。

- (1) 若手技能者の育成支援
 - ・技能五輪・アビリンピック全国大会への出場等を目指す技能者の育成・支援
 - ・若年者の技能検定受検料減免措置を活用した技能検定の受検勧奨（H29後期検定から実施予定）
- (2) 若手技能者への技能の継承
 - ・「ものづくりマイスター」の企業・学校等への派遣
- (3) 技能尊重気運の醸成
 - ・卓越技能者の表彰や県立職業能力開発施設におけるものづくり体験機会の提供

2 「県民総活躍」に向けた職業能力開発の推進

働く意欲のある県民に対して職業能力開発の機会を提供し、「やまがた県民総活躍」を実現する。

- (1) 若者の県内定着を見据えたキャリア形成支援
 - ・オールやまがた若者定着推進会議と連携したキャリア教育・就職支援の展開
 - ・小・中学校及び高等学校におけるキャリア教育の取組みの推進
- (2) 女性の活躍促進に向けた職業能力開発
 - ・離転職者職業訓練における子育て中・子育て後の女性のためのリカレント教育の拡充
- (3) 中高年齢者の職業能力開発
 - ・在職者訓練やキャリアコンサルティング等による中高年齢者の職業能力開発の支援
- (4) 障がい者の職業能力開発・雇用の促進
 - ・障がい者の特性に応じた障がい者職業訓練の実施
- (5) 非正規雇用労働者の職業能力開発
 - ・離転職者職業訓練における非正規雇用労働者の正社員化実現コースの実施

4 県立職業能力開発施設における訓練の充実

社会環境の変化や産業界のニーズを踏まえた学卒者訓練、在職者訓練、離転職者訓練を柔軟に実施していく。併せて施設や職業訓練に対する認知度の向上に向けた取組を強化する。

- (1) 地域のニーズや技術の進歩に合わせた職業訓練の実施
- (2) 就職に結びつく離転職者職業訓練の実施
- (3) 広報の強化・充実